

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立長房中学校

校長名 上 田 太 公印

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

健康で心豊かな人間形成をめざして

ア 自らをきたえ 向上をめざす人を育てる。

イ 正しさをつらぬく 勇気と責任のある人を育てる。

◎ウ 思いやりをもち 協力のできる人を育てる。

（困難な場面でも解決しようとする主体的、協働的に取り組む力）

(2) 特別支援学級の教育目標

自己を肯定的に捉え、相手を尊重する精神を基調として人間性豊かな人格の形成をめざし、主体的に学び、自立する生徒の育成を図る。

ア 努力して学ぶ人

イ 責任をもって正しい行動ができる人

ウ 思いやりをもち、協力できる人

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 「自らをきたえ 向上をめざす人」を達成するために確かな学力の育成にむけた活動の充実を図る。

日常生活の中にある課題について話し合いを基に解決する学習活動を通して、思考力、判断力、表現力等を育む。さらに、社会で生きていくためのライフスキルを習得できるように授業展開を工夫し、生徒の確かな学力の育成を図る。

○イ 「思いやりをもち 協力のできる人」を達成するために心の教育の充実を図る。

互いを認め合い、思いやりをもって接し、学級全体で課題を解決するとともに、学校行事や通常の学級の生徒と交流および共同学習を通して、学校全体で望ましい人間関係を築こうとする豊かな心を育む。

ウ 「自らをきたえ 向上をめざす人」を達成するために健やかな体の育成にむけた活動の充実を図る。

心と体の健康に関わる指導を充実し、豊かな心と健やかな体の調和のとれた人間の育成を図る。また保健体育科を中心に、体力向上の取組を充実させる。

エ 不登校生徒への支援

「つながるプラン」を基に、全ての生徒が人や社会とつながり、自分が認められた存在であると実感できる魅力ある学校づくりをめざすとともに、登校支援コーディネーターを中心に、不登校対応巡回教員との密な情報共有に努め、外部機関とのさらなる連携を図り、不登校生徒の校内外での居場所づくりや社会的自立に向けた支援をすすめる。

オ いじめの防止等の取組

「学校いじめ防止基本方針」を基に、いじめを見逃さない環境づくりに努める。

カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、個別指導計画及び学校生活支援シートを作成し、生徒一人ひとりの発達、障害に応じ、計画的・継続的に支援を行う。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【長房中学校グループ（長房小、船田小）】

長房中学校グループとしての共通目標（義務教育修了段階において育成すべき生徒像）を『社会の中でより良く生きようとする人』と設定し、義務教育9年間で育てたい児童・生徒像は「学習を大切にする人」「自他を大切にする人」「体を動かすことを大切にする人」である。そのために、直接的・間接的交流をすすめる活動をする。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 生徒一人ひとりの障害の特性を考慮し、国語科と数学科は小グループに分かれて系統的体験的な分かりやすい授業を行うとともに、学びのユニバーサルデザインに努め、個別最適な学びの実現をめざす。
- ② 「具体物を提示してひきつける」ことや「既習事項の振り返り」等を通じて、生徒が「学ぶことに興味や関心をもつ」導入の工夫を行うとともに、単元や題材など内容のまとまりの中で主体的・対話的で深い学びを実現する。
- ③ 資料提示や生徒の発表の際にICT機器を積極的に活用し、視覚的に理解が深まるように助言する。また、1人1台の学習用端末などを用いることで、自分の思いや考えを表現する意欲を高める。
- ④ 百人一首や書写、書き初めに取り組み、日本の伝統文化を大切に育む姿勢を育む。

イ 総合的な学習の時間

- ① 八王子の郷土学習として「八王子調べ」に取り組み、ICT機器を活用した調べ学習やスライド発表を行い、地域への愛着と市民としての自覚を高める。
- ② 地域との交流や教科横断的な学習や探究的な活動を通して、「生きる力」を育む指導の充実を図り、生徒の主体的に自己の生き方を考えていく態度や思考力、判断力、表現力等を育てる。
- ③ 外部講師として、第2学年には赤ちゃんふれあい事業として助産師等を招き、第3学年には産婦人科医を招き、通常の学級と合同で命の学習を行う。

ウ 特別活動

- ① 地域と連携したボランティア活動や防災教育を通して社会貢献、SDGsの意識を育成する。
- ② 係活動や委員会を通して、生徒が自らの役割を自覚して積極的に責任を果たす力を身に付ける。
- ③ 学級活動を基盤として、学校行事、学年行事など、生徒一人ひとりの能力や個性を發揮できる場を設定し、いきいきと活動ができる内容の充実を図る。
- ④ 集団宿泊的行事において、班活動をより多く取り入れ、班長を中心とした生徒主体での行事運営を図る。

エ 自立活動

- ① 個々の生徒が自立をめざし、障害に基づく課題や困難を主体的に改善・克服できるために、家庭と連携を取りながら、生徒一人ひとりの発達段階や障害の状況に合わせた学校生活支援シートや個別指導計画を活用し、指導を行う。
- ② 日常生活の場面を学習の中に設定し、言葉によるコミュニケーションの基礎的・基本的な能力を育て、発表の力を育てる。
- ③ 発表をよく聞き、必要な事柄をメモに取り、適切な質問事項を考え、活動を通して話し手にたずねるようにし、情報活用能力を育む。
- ④ 他者との関わりに関する学習を通じ、生徒の心理的な安定を図る。自立に向けて、基本的な生活習慣の確立を図り、あいさつや礼儀を重んじる生徒の育成を図る。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ア 全教育活動を通して、道徳教育の全体計画および別葉を基に計画的に道徳教育を行う。また、人権尊重の精神を基調とし、特に生命を尊重し他者の気持ちが分かる心を育て、豊かな情操を育成する。
- イ 道徳授業地区公開講座において、地域・保護者向けに行う体験型の授業等、意見交流を活発にする工夫を行う。また、生徒のよさや課題等を共有し、連携した道徳教育を推進する。
- ウ 特別の教科 道徳では「思いやり、感謝」「生命の尊さ」と「遵法精神、公德心」の内容項目を重点とし、「考え、議論する道徳」を展開しながら「問題解決的な学習」を取り入れる。

(3) キャリア教育

- ア 長房地区義務教育9年間を通じたキャリア教育全体目標に基づいたキャリア教育全体計画をリベラルアーツ（教科横断的）の考え方により推進する。
- イ 長房中学校区地域推進会議や長房の未来をつくる会、学校運営協議会等との連携・協働した支援を教科横断的な学習や各学校行事に活かしたり、地域資源を活用した活動に参加したりすることで、学習と生活とのつながりを意識できるようにし、全教育活動を通して主体的に社会の形成に参画する態度を育む。
- ウ ライフスキルやソーシャルスキルの習得を図り、生活力や自立に向けた力を育成する。
- エ 「働くこと」への興味・関心を育み、就労や社会生活等、自分の将来についての意欲を向上させ、コミュニケーション能力を高めようとする態度を養い、ガイダンス機能の充実を図る。
- オ 上級学校の見学等を通じ、自らの進路選択に対する意識を高める。
- カ 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を継続的に活用し、生徒が自己理解を深めさせる手だてとし、保護者と情報を共有し、卒業後の上級学校との引継ぎにも活かし、生徒の将来の自立に役立つようにする。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ① 生活について生徒が主体的に考える機会を設け、生活のきまりを社会や生徒の実態を踏まえ継続的に見直し、粘り強く指導する。
- ② 安全のために主体的に行動できる力を育むために、体験的に学べるセーフティ教室を行う。
- ③ 生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を育むために、朝礼での講話や各教科等において、生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の取組を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 「学校いじめ防止基本方針」を基にアンケートを毎月実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行い、学級全体で「いじめは決して許さない」といった毅然とした態度を育む。
- ② 週1回「いじめ対応のための時間」を設定し、教員の生徒理解やいじめ対策の研修、生徒理解のための生徒面談を計画的に行うとともに、「学校いじめ対策委員会」を核として、組織的ないじめ防止の手だてを講じ、実践する。
- ③ 第1学年では、スクールカウンセラーとの全員面談や「いじめ防止プログラム」やソーシャルスキルトレーニング等の取組、学級全体で年3回いじめ防止に関する授業を実施する。
- ④ さまざまな困難・ストレスへ対処できるように、年に1回以上SOSの出し方教育を行う。
- ⑤ 情報モラル教育として、生徒会を中心にSNS学校ルールを発表・掲示する他、セーフティ教室、「SNS東京ルール」を活用した授業を行う。
- ⑥ 「八王子市ののちの大切さを共に考える日」の取組を朝礼時の校長講話を通して全校生徒に伝え、「特別の教科 道徳」の時間に、内容項目「生命の尊さ」の授業を行う。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 登校支援コーディネーターを中心に、不登校対応巡回教員との連携を図りながら、不登校生徒の支援ニーズを把握するとともに、校内支援センター「はばたき」など校内の居場所づくりも含めた不登校生徒の社会的自立に向けた支援を行う。
- ② スクールカウンセラーを交えた校内委員会を毎週設定し、「個票システム」等を活用しながら、気になる生徒や不登校生徒等の情報交換を行うとともに、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センター等の外部機関と積極的に連携し、個の状況に応じた指導・支援方法を行う。

(5) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

ア 朝読書に取り組むことで、豊かな心を育み、読解力や語彙力の向上と論理的な思考力を養う。

イ 「八王子ベーシック・ドリル」等を活用し、「はちおうじっ子ミニマム」の定着が十分でない生徒に対する基礎的・基本的な学力の定着に対応した学習支援教室や長期休業期間中の学習教室等の充実を図る。

(6) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ① 特別支援学級の生徒の指導について、全教職員の理解と協力が得られるように相互の連携や情報交換を密にする。
- ② 特別支援学校の生徒一人ひとりのニーズに応じた副籍交流を実施するとともに、都立特別支援学校等のセンター的機能を活用し、都立特別支援学校の教員を講師として招き、特別支援教育の推進や進路指導の充実を図る。
- ③ 学校行事や各学年行事に加え、各教科等や総合的な学習の時間や「特別の教科 道徳」の取組においても、通常の学級の生徒との交流及び共同学習の機会を設定する。
- ④ 生徒一人ひとりの特性や健康状態に合わせた学校生活支援シート・個別指導計画を活用し、家庭と情報共有を密にするとともに、医師や関係諸機関との連携を図り、組織的かつ計画的な個に応じた支援を行う。

イ 義務教育9年間で身とした小中一貫教育の取組

○（取組1）学期に1回「小中一貫教育の日」を設け、授業参観及び意見交換により連携を深めることを軸とし、小中合同引き渡し訓練、小学生の中学校授業・部活動見学と体験・参加、小中交流会、中学校合唱コンクールリハーサル見学会、児童会と生徒会を中心としたSNSルール作り等を実施する。

（取組2）生活指導やICT、養護、特別支援のチームを設置し、児童・生徒の情報交換を定期的に行う。

（取組3）「地域の子どもは地域で育てる」の意識を保護者・地域と共有・連携し、青少年対策長房地区委員会や学校運営協議会等と協働した三校地域清掃活動・三校交流会等を実施する。

ウ その他

- ① 情報活用能力系統表によるICT活用技能・情報リテラシーを義務教育9年間の積み重ねの基盤として長房中学校グループで共通理解し、思考力・判断力・表現力等を育成する。
- ② 八王子市の「部活動改革ロードマップ」に則り、部活動の再編と地域人材を活用した拠点校方式の部活動を展開する。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1		16	20	21	17	3	19	22	19	19	16	18	18	208
2		18	20	21	17	3	19	22	19	19	16	18	18	210
3		18	20	21	17	3	19	23	19	19	16	18	15	208
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は入学式が4月8日(水)のため、2日減。 ・夏季休業日7月25日(土)から8月26日(水)までとする。 ・都民の日10月1日(木)を授業日とする。 ・第3学年は修学旅行のため、10月は1日増。 ・第3学年は卒業式が3月19日(金)のため、3日減。 ・振替休業日を取らない土曜日授業(5月9日、10月3日、1月9日) 													

(2) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

ア 各教科(1単位時間は、50分とする。)

教科名		学年	1	2	3
各教科	国 語		0	0	0
	社 会		0	0	0
	数 学		0	0	0
	理 科		0	0	0
	音 楽		0	0	0
	美 術		0	0	0
	保 健 体 育		0	0	0
	技 術・家 庭		0	0	0
	外 国 語		0	0	0
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	教科名	内 容	1	2	3
	国 語	漢字・文法・読解・文章構成・言葉	140	140	140
	社 会	社会に関する基礎知識(地理・歴史・公民)	35	35	35
	数 学	四則計算・文章題・図形・身近な数学	140	140	140
	理 科	観察・器具の使い方・実験・生物・気体	35	35	35
	音 楽	合唱・合奏・鑑賞・劇と音楽の会の取組	70	70	70
	美 術	イメージ画・粘土・絵画鑑賞・水墨画	35	35	35
	保健体育	陸上競技・水泳・球技・ダンス	140	140	140
	職業・家庭	園芸・木工・コンピュータ・被服・調理	140	140	140
	外国語	英会話・アルファベット・ローマ字・表現	35	35	35
小計			770	770	770

イ 特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年	1	2	3
特別の教科 道徳	礼儀 集団生活の充実 生命の尊さ 個性の伸長 友情、信頼 思いやり、感謝		35	35	35
総合的な学習の時間	ICTの活用 キャリア教育 国際理解 環境教育 行事の目標づくり 多摩特研行事の取組		70(15)	70(15)	70(15)
特別活動	学級活動（話し合い、係活動、学級生活の計画、安全教育）生徒会活動（委員会活動）		35	35	35
自立活動	言葉によるコミュニケーション 健康への意識を高める 他者との関わり		0	0	0
小計			140(15)	140(15)	140(15)

ウ 各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年	1	2	3
日常生活の指導	身辺処理等の基本生活習慣の確立 社会生活の基本的なルール 清掃の仕方		50	50	50
生活単元学習	学校行事への取組 日本の伝統文化の取組		55	55	55
作業学習			0	0	0
小計			105	105	105

エ 年間総授業時数（ア＋イ＋ウ）

学 年	1	2	3
年間総授業時数	1015(15)	1015(15)	1015(15)
備考	<p>(ア) 1単位時間 ・1単位時間は50分とする。</p> <p>(イ) 特別活動（生徒会活動） ・学級の一員として学級の自治活動、係活動に主体的に取り組むとともに、生徒会活動、通常の学級との交流及び共同の活動へも積極的に参加する。</p> <p>(ウ) その他 ・学級の基本編成は学年を基準としたグループ編成をとるが、教科等の内容に応じて課題別、習熟度別編成をとる。 ・夏季休業中に総合的な学習の時間として、郷土についての調べ学習（10時間）と進路についての調べ学習（5時間）を行う。 第1学年において、郷土学習として10時間、職業調べとして5時間実施。 第2学年において、郷土学習として10時間、上級学校調べとして5時間実施。 第3学年において、日本の伝統文化として10時間、進路学習として5時間実施。</p>		